

いづテラス定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(連携型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(三島市指定 第229060093号)

当事業所は、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

＊当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

◇ 目 次 ◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 利用料金のお支払い方法	5
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画	6
9. 勤務体制の確保等	7
10. 地域との連携	7
11. 指定訪問看護事業所との連携	7
12. サービス終了に伴う援助について	8
13. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ウェルネスケア
- (2) 法人所在地 静岡県三島市松本292-1
- (3) 電話番号 (055) 982-5111
- (4) 代表者氏名 理事長 加藤 信秀
- (5) 設立年月日 平成19年3月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
三島市指定 平成27年11月1日指定
- (2) 事業の目的 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 いづテラス定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (4) 事業所の所在地 静岡県三島市松本39番地3
- (5) 電話番号 055-939-6006 / F A X 番号 055-984-1166
- (6) 管理者氏名 宮澤 素子
- (7) 運営の方針
 - ・要介護となった利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は 随時通報によりその者の居宅を訪問し、排泄・食事・清潔保持・環境整備等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心して居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
 - ・事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
- (8) 事業の開始年月日
平成27年11月1日
- (9) 設備の概要・設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または備品を備えます。
 - ・次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。
 - ア.利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器
 - イ.随時適切に利用者からの通報を受けることが出来る通信機器
 - ウ.利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 三島市
- (2) 営業日 365日
- (3) 営業時間 24時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。（ ）は兼務

職 種		常 勤		非常勤		職務の内容
		専従	非専従	専従	非専従	
1.管理者			1			・事業所の従業者および業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令
	介護福祉士		1			
	認定特定行為業務従事者		1 (1)			
2.オペレーター			10			・利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応 ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
	介護福祉士		10 (10)			
	認定特定行為業務従事者		1 (1)			
3.計画作成責任者			2			・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付 ・サービス提供の日時等の決定 ・サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
	介護福祉士		2			
	認定特定行為業務従事者					
4.定期巡回サービス			17 (17)		9	・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
	介護福祉士		16 (16)		3	
	介護職員基礎研修修了者		1 (1)		6	
	ヘルパー2 級					
	認定特定行為業務従事者		2 (2)			
5.随時訪問サービス			16		7 (7)	・オペレーターからの要請を受けての利用者宅訪問
	介護福祉士		16		(3)	
	介護職員基礎研修修了者				(4)	
	ヘルパー2 級					
	認定特定行為業務従事者		2 (2)			

＊（ ）内は、訪問介護・介護予防訪問介護事業 との兼務となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常9割または8割が介護保険から支給されます。

＜サービスの概要＞

① 定期巡回サービス	介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
③ 随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

☆随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

☆随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

☆訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

＜サービス利用料金＞

- ・基本料金 1 ヶ月ごとの包括料金（定額）です。

要介護度	介護保険適用時の基本料金 (介護報酬額)	利用者負担額 (介護報酬額の1割の場合)
要介護 1	54,460円	5,446円
要介護 2	97,200円	9,720円
要介護 3	161,400円	16,140円
要介護 4	204,170円	20,417円
要介護 5	246,920円	24,692円

▼加算・減算について

加算項目	加算の要件	介護報酬額	
通所介護等サービス利用時の調整	通所介護等を受けている利用者に対して、当該サービスを行った場合	要介護 1	-620円/日
		要介護 2	-1,110円/日
		要介護 3	-1,840円/日
		要介護 4	-2,330円/日
		要介護 5	-2,810円/日
事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは事業所と同一建物に居住する利用者にサービスを行う場合	-6,000円/月	
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合	300円/日	
総合マネジメント体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合	12,000円/月	
サービス提供体制加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合	8,400円/月	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月につき 所定単位 × 137/1000	

※総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制加算（Ⅰ）、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。

なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額（原則としてサービス利用料金の1割または2割）をお支払いいただきます。

☆厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までに利用者にご説明します。

☆登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスを利用する場合には介護報酬額を以下の通り日割りで計算いたします。

▼登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスを利用する場合の介護報酬額（日割）

要介護度	介護保険適用時の基本料金 （介護報酬額／日）	利用者負担額 （介護報酬額の1割の場合／日）
要介護1	1,790円	179円
要介護2	3,200円	320円
要介護3	5,310円	531円
要介護4	6,720円	672円
要介護5	8,120円	812円

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者にご負担いただきます。

水道光熱費

サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用

6. 利用料金のお支払い方法

- 1 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに口座引落の方法で支払うか、もしくは現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。口座引落の方法による支払のときは、利用料金の引落の確認後に、領収書を発行いたします。
- 5 利用料のお支払いは、「三島信用金庫」の口座引き落としになります。「三島信用金庫」の口座をお持ちでない方は、口座を作成いただくか、または、お振込みしていただくようになります。

（振込先） 三島信用金庫 三島南支店 （普通）1154553

社会福祉法人ウェルネスケア 理事長 加藤 信秀 （振込手数料はご負担ねがいます。）

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者は「5.事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ. 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は利用者が用意するものとします。

ウ. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護の提供に当たり、必要がある場合、合鍵を利用者宅の所定の場所もしくは事業所でお預かりするものとします。利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文章を利用者に交付するものとします。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者及びその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

1. 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
2. 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
3. 飲酒及び喫煙
4. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
5. その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(3) サービス提供困難時の対応

正当な理由により、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所へ連絡し、必要な措置を速やかに講じるものとします。

(4) 受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行ないます。

(5) 身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする身分証を携行し、求めに応じて提示します。

8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- (1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」といいます）を作成します。

- (2) 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。定期巡回・随時対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。
- (3) 計画は、連携する指定訪問看護事業所のアセスメントを踏まえて作成します。
- (4) 計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- (5) 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

9. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めています。
- (2) 当事業所の従業者によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することが出来る場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が実情を勘案して適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業者に行わせることができるものとします。
- (3) 事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
 - ア. 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - イ. 定期的研修 年 1 2 回以上

10. 地域との連携

- (1) 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。
- (2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。
- (3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。
- (4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

11. 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得るものとします。

- (1) 利用者に対するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保

(3) 医療・介護連携推進会議への参加

(4) その他必要な指導及び助言

12. サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。

ア. 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合

イ. 利用者から契約解除の申し出があった場合

ウ. 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合

エ. 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合

オ. 利用者が死亡した場合

サービスが終了する場合には、事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

13. 高齢者虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と従業者への委員会結果周知

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための研修の実施

(4) 上記の虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

14. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	管理者 宮澤 素子
電話番号	055-939-6006

(2) 行政機関その他苦情受付機関

三島市介護保険課	電話番号 055-983-2607
静岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 054-235-5590

平成 27 年 11 月 1 日 施行
令和元年 10 月 1 日改訂
令和 3 年 4 月 1 日改訂
令和 6 年 4 月 1 日改訂
令和 7 年 4 月 1 日改訂
令和 8 年 4 月 1 日改訂